|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 内容 | 判定基準日 | 要件 | 加算点 | 必要書類 |
| 障がい者の雇用 | 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に定める法定雇用障害者数を達成していること(常時雇用労働者数が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第7条に定める数未満の事業所にあっては、1人以上雇用していること) | 入札参加資格審査申請日以前の直近の6月1日現在 | 【障害者雇用状況の報告義務がある事業主】（常用労働者数が50人以上の事業主）1. 法定雇用障害者数以上の障がい者を雇用していること
 | 3点 | ・公共職業安定所に提出した受付印のある障害者雇用　状況報告書の写し |
| 入札参加資格審査申請日以前の直近の3月31日現在 | 【障害者雇用状況の報告義務がない事業主】（常用労働者数が50人未満の事業主）1. 判定基準日で1人以上の障がい者を雇用していること
 | ・判定基準日に雇用している障がい者の身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の写し・判定基準日に雇用していることを証する書類（健康保険被保険者証の写し等） |
| 保護観察対象者等の雇用 | 協力雇用主として保護観察対象者または更生緊急保護対象者等(※)を雇用していること(※)等には刑務所出所者を含む | 以下のすべての条件を満たしていること1. 協力雇用主として、法務省福岡保護観察所に登録されていること
2. 判定基準日以前1年の間に更生保護法48条に定める保護観察中の者または同法第85条に定める更生緊急保護中の者等(※)を雇用したこと
3. 同一人の雇用で、雇用期間が3ヶ月以上あること

 (※)等には刑務所出所者を含む | 3点 | ・雇用促進（保護観察対象者等の雇用）に関する申請書　法務省福岡保護観察所の確認印を押印したもの※※法務省福岡保護観察所での手続きが必要。下記必要書類1～3を法務省福岡保護観察所に提出すると、確認印を押印した「雇用促進（保護観察対象者等の雇用）に関する申請書」が交付される。手続きに必要な書類1.雇用促進（保護観察対象者等の雇用）に関する申請書2.判定基準日における保護観察対象者または更生緊急保護対象者等を　雇用したことが確認できるもの・雇用契約書または採用通知書の写し（必須）・賃金台帳または出勤簿の写し（必須）・その他法務省福岡保護観察所が指示する書類（必要に応じて）3.返信用封筒（住所、担当者名を記入し、切手を貼った定形郵便の封筒）確認印を押印するための申請書提出先法務省福岡保護観察所　協力雇用主担当〒810-0073　福岡市中央区舞鶴1-4-13電話番号　092-761-6736 |

「雇用促進に関する項目」の詳細について

注意1　上記に該当していても、入札参加資格審査申請時（業者登録時）に提出がない場合は、点数の加点はありません。

注意2　代表者、法人の役員、派遣職員、パート、アルバイト、季節労働者等は対象者から除きます。